

中央教育審議会答申の取扱いについて（要望）

標記のことについて、本会議第59回総会の議に基づき・下記のとおり要望します。

記

本年6月に発表された中央教育審議会の答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」は、いずれも今後のわが国の教育を改革するうえに、きわめて重要な事項を示している点については、その意義を認めるにやぶさかではありません。しかし、それらの問題を解決するために提案された具体的諸方策は、全体として教育の国家統制を強めるおそれなしとしません。ことに、高等教育の改革に関する部分は、本会議第57回総会の「大学改革について」の勧告の主旨と重要な点において基本的に異なっており、それが実施された場合、創造性のあふれた学術の教育・研究の場としての大学を否定する結果になるおそれがあることを憂慮するものであります。

よって本会議は、政府が上記答申を最も慎重に取扱われるよう強く要望します。

なお、大学問題特別委員会の「大学問題についての報告」を参考として添付します。

8-64

総学庶第1782号 昭和46年12月9日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

写送付先：経済企画庁および科学技術庁長官、法務、大蔵、文部、厚生、農林、通商産業、運輸、郵政、労働、建設および自治各大臣

科学研究5か年計画について（勧告）

標記のことについて、本会議第59回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議は、その本来の任務を達成するため、わが国における科学・技術の全面的発展に努力し、科学者の自主性にもとづく科学研究計画の検討を行ない、第44回総会の議にもとづき、1965年12月16日「科学研究第一次5か年計画」の勧告を行なった。この勧告は、1967年から1971年を第1期とする5年間に對し科学研究の総合計画を立案したものである。この計画の体系、諸施策、またこれに関連する研究所等の勧告は政府において一部がとり上げられただけで全体としてはまだ取りあげられていない。本会議としては、現在でも大筋としてはこの勧告が政府において取りあげられ実施に移されることを強く要望している。しかしながら、勧告後6年を経過し、わが国における内外の諸事情が変化、またその後本会議が勧告した研究所等に關連して、引き続き勧告の見直し、その再検討を行なった。その結果、大学、国立試験機関の経常的研究費の増額、計画的研究の実施、科学研究基金（仮称）については、その後の情勢の変化による修正を行ない、今回特に新しく加えたことは、基礎科学の振興について国家予算の一定の割合のものをこれにあてることを特に強調したことである。また前回の勧告に「科学研究の全領域に共通する施設研究基盤」として取り上げているもの

を今回は、「科学技術情報の流通」の科学研究における重要性、「全国および地区共同利用センター」が重要な役割を果すことを考え、この二つをそれぞれ別の項目とした。

さらに、この6年間において勧告実現の上に障害となっている諸点の中で研究行政体制の整備、要員確保の問題についてのべるとともに、科学の将来計画を検討する組織について新しい要望を加えることとした。

本会議はこれらのことを取り入れた全体系を明らかにするため、前回の勧告に述べられている事項を含めて、今後の研究計画実施に関する要望をつきのとおりまとめたので、すみやかに具体的諸施策を講じられるよう配慮されたい。

要望第1（基礎科学の振興）

基礎科学は自律性をもっているもので、基礎科学の将来計画は学問それ自身に内在する論理と科学者の自発的研究によって樹立されなければならない。

一方現在の技術は、19世紀後半から発展し、また現在も発展しつつある基礎科学の成果にもとづいていることも事実である。また基礎科学の研究の成果は常に公開され、何人もこれを用いることができるべきもので、その成果は人類共有の財産として、いずれの国も、その成果を利用するだけでなく、基礎科学のものへの貢献にも努力すべきである。

わが国においても、国がその政策として基礎科学を振興し、国家予算の一定の割合のものを、科学技術振興のために確保するよう努め、またそのうちの一定の割合のものを基礎科学に割当てるべきである。またこれらの予算は、諸科学の調和と均衡のある発展がなされるよう配慮されるべきである。

要望第2（経常的研究費）

科学の不断の研究とその継承の行なわれる大学に豊かな研究環境を確保するため、現在の研究水準を大幅に引き上げることが必要である。また同時に、研究施設、設備等を科学の進歩に即して近代化、更新をおくれなく実現できるよう経常的研究費の概念を変えてその予算体系にも大幅な改善をすべきである。公私立大学における研究費についても、政府は同様の配慮をなすべきである。また、国公私立の研究機関にあっても、その経常的研究費に関して大学に準じた措置をとるべきである。

政府は、大学および研究機関における経常的研究費について本計画を基礎としてその大幅な増額と予算体系の改善を行なうことを要望する。

要望第3（計画的研究・巨大科学技術）

近年における科学・技術分野の急速な発展により、経常的研究費による研究の他に、特定の目標をもって進めなければならない場合がしばしば生起する。しかも、これらの研究は一定の計画をもって、一定期間恒常に、多数の研究者の共同的研究を必要とすることが多い。また場合によっては国際的協力を必要とすることもある。また研究に際しては、巨大な設備や多額の経費を要する例が多くなっている。このような研究の進行はいずれも綿密な計画を必要とするものである。

このような措置は、原子力、宇宙開発、海洋開発の特定した分野に限らず科学・技術の全分野にわたるべきもので、特に基礎研究にかかわるものは、直接国の事業として遂行することが必要であるが、その場合研究者の自主性を特に尊重するよう配慮すべきである。政府は、これらの計画の遂行に、ま

た研究所等の設立に必要な予算を計上するよう配慮することを要望する。特に本会議が勧告した研究所については、その早急な実現への措置をとるべきであり、また今後勧告する研究所についても、それぞれ適切な措置を講ぜられるよう要望する。

なお、いわゆる巨大科学の中で、既に国の業務として行なわれているものは、科学技術振興予算とは別途に取扱われるべきである。

要望第4（科学研究基金－仮称）

研究費については、経常的なものおよびあらかじめ準備され計画されたもののほか、緊急のプロジェクト、新しい着想の具体化など予測できないような研究上の必要が新しく生じてくる。また外国との協同研究で、先方の計画に応じて柔軟に研究を進めなければならない場合も多い。

このような緊急を要する課題、また研究の進行に応じて絶えず新しい試行をしていかなければならぬ場合、また大きな研究計画を策定する場合など、現行制度の年度予算で処理することは不可能なものがある。現行制度では前年度に概算要求し、その結果の予算に拘束される。これらの目的に即応するためには、本会議が、1967年第48回総会の議に基づいて勧告した「科学研究基金（仮称）に関する勧告」にのべられている科学研究基金制度を設けることが不可欠である。

この基金制度は、国がその大部分を毎年出し、必要に応じて弾力的にこれを科学研究に支出できるようにするものである。このような経費の配分は、科学上の価値にもとづいて定められるべきもので、したがって、その目的に応じた有効な配分を行なうためには、科学者の自主的な判断と責任でもって配分ができるような組織を作ることが必要である。

上にのべた科学研究基金（仮称）をすみやかに制度化するよう要望する。

要望第5（科学技術情報）

科学研究において生産される学術情報、科学研究（技術開発を含む）に必要な情報は加速度的に多くなり、これらの処理・検索は科学・技術の将来について非常に重要な問題になっている。特に基礎科学については、国際的な情報流通機構との関連もあり、早急に情報処理、検索システムの確立とそれにともなう予算措置をとることが必要である。

なお、これについては、国は情報の生産流通のための予算を支出するとともに科学技術情報体制を確立し、図書館の専門別、機能別の分担を定め、それらが十分に情報活動が行なえるようにすることが必要である。また科学技術情報の重要な媒体である学術情報雑誌の刊行について国が援助する制度を大幅に拡充する制度を確立することが必要で、要望第4でのべた「科学研究基金（仮称）」制度もこの目的のためにも生かさなければならない。また学術雑誌の標準化等に関しても政府は必要な援助を与えることが要望される。

要望第6（全国および地区共同利用センターの設置）

研究に必要な設備も科学の進歩とともに高度化し、同時に多くの研究者がこの設備を必要とするのが現状である。これらの研究用設備の中では多額の経費を要するものがあり、個々の研究機関に設置することが不可能なものが多い。このようなものは、設備の共同利用によって、有効に利用されるものが多い。これらについては資料、設備等に関する共同利用のセンターを設置し、その円滑な利用の

ための体系をつくることが必要である。

要望第7（研究行政体制・研究要員）

本会議は科学者の自主性にもとづき、学問上の検討に立って研究将来計画を策定してきたが、この実現に関しては多くの障害がある。この障害の一つは、現在の研究行政体制の中で政府がどのようにして本会議の勧告を受け入れるかが明らかでないことである。また現在の政府の研究行政体制を科学技術の急速な進歩に即応する形にされるべきである。また特に省庁の壁にとらわれず、同じ研究目的のものについては十分な協力が行なわれることが必要である。

行政機関の総定員が、法律によって定められていて、研究機関の定員にも適用されているが、科学・技術の進歩に伴い、研究要員の増加は当然のことであり、現在のようにこの法律が大学・試験研究機関にもそのまま適用されていることは科学将来計画を著しく阻害しており、これについて抜本的に改められるべきである。

要望第8（科学の将来計画を検討する組織）

本会議は長期にわたって、科学研究計画の検討・策定を行なってきていた。

しかし、現在の科学・技術の進歩を考えると、科学将来計画および将来の問題等を検討する恒常的研究機関および組織が必要である。政府は本会議の将来計画検討のため活動を可能にするよう予算を支出すると同時に、科学者、技術者の自主性により、科学・技術の将来の問題検討のための専門的な研究組織をおくことを要望する。

（参考）

科学研究計画5か年計画総括表

本計画による試算の結果を総括表に示す。この場合に特に重要なことは数値そのものではなく全体計画の調和である。

本計画は科学・技術の全領域（人文・社会科学を含む）に関するものである。しかし、国立大学附属病院の経費等のように研究としてではなく業務として行なわれているものは試算から除いた。また原子力などのいわゆる巨大科学・技術の中で、すでに研究開発の段階を離れて国の業務として行なわれているものもこの表に示す試算から除いた。

この試算にあたっては、物価・給与とも1971年度のものを用いているので、これらの変動に応じて数字は読みかえられるものとする。

研究費の体系	1977年度に到達する目標 (年間)単位億円	備考
1) 経常的研究費		
A) 大学*	3,300	私大援助を含む
B) 国立試験研究機関	1,000	委託費・民間補助を含む

2) 計画的研究			
A) プロジェクト研究・共同研究	300	各省庁大型プロジェクトを含む	
B) 研究機関、研究所の設置	300	高エネルギー物理学関係の経費を含める	
C) 極めて多額の経費を要する研究 **	500		
3) 科学研究基金	100	未確定な要素が多い	
4) 科学技術情報体制	100		
5) 全国および地区共同利用センター			
合 計	5,600		

* 勧告した研究所等の設置にともなう経常的研究費

(人件費等を含む)を含む

** 原子力関係等で、国の業務として行なわれていると見られるものはこの数字から除いてあるので、科学技術振興費の項目にこれを加える場合には、上掲の数字にこれが加わることになる。

計画説明資料

前 文

科学研究は、元来科学者の自由な発想を基礎として自主的に発展させられるべきものであることはいうまでもない。しかし、20世紀の後半から、研究のため多額の経費を必要とするようになり、科学者自身、第一にみずからの研究を最も効果的に進めるため、第二に巨額な経費を要する科学研究が、他の分野の研究を圧迫することがないように、また、第三に科学研究が広く国民の支持と理解の下に行なわれるためには、科学者自身が、自律的に科学の全領域についての研究計画を樹立することが要請してきた。先に本会議が科学研究基本法に盛られるべき内容の中に、科学者が自主的に計画を樹立することをのべた精神にもとづく。また本会議はこの精神に基づいて研究の将来計画を検討し、その結果を一つの成案にまとめ、第44回総会の議に基づき「科学研究計画第1次5か年計画」を政府に勧告した。この計画は1967年から1971年にわたる5年間に推進るべき科学研究の目標を示しているが、その基本は、科学研究を発展させるために必要な環境の整備に対して国が配慮すべき諸点が主眼になっているが、その精神に則って研究に必要な国家予算の規模ならびにそれが最も有効に運用される予算体系をのべている。

しかし、勧告後6年を経過し、その間に内外における科学技術の進歩、国内における科学技術に関する動き、物価の変動等があるので、1973年から1977年までの5か年間に對して、「第1次5か年計画」を修正改良したのが今回の勧告である。この計画は部分的にも全体的にも一貫した体系をもって策定されていて、政府はこの勧告の実現に際しては、全体の規模についてではなく、この予算体系における比例的関係、個々の体系を正しく促えるよう配慮されるべきことを重ねて強調したい。

以下にのべる諸事項の中には、既に「科学研究計画第1次5か年計画」の中でのべているものもあるが、いずれにしても詳細にわたっては変更すべき点も多いので、重複する場合にも一応そのままの形でくり返すこととする。

(5か年計画の考え方)

科学研究の総合的計画は、教育、研究機関、研究費、研究要員、研究組織情報流通組織ならびに国際協力、国際交流等に関する基本的条件に関する長期計画を策定するとともに、この実現をはかるための期間計画を策定すべきである。

本計画は、一応現実の諸制度を基礎としているが、きたる5年間の研究の発展を考え、また5年後に到達すべき目標を示している。本計画は、その目標達成の過程において必要ある場合には修正延長の措置を講じなければならない。

本計画は、1973年から1977年の5か年間に對して本会議が策定した「科学研究第1次5か年計画」を現時点において修正延長したものであるが、根本的に考えなおさなければならなくなつた多くの点を含んでいる。今後もこの勧告の実施状況に基づき1977年以降の長期研究計画の立案をし、本計画の精神と内容を正しく受けつがれることを期待する。

1. 基礎科学の振興

科学の目的は、真理の発見である。したがって、基礎科学の研究はかならずしも直接の経済上の利益を目的とするものではないが、その成果は常に公開されており、いずれの国の人も自由にこれを利用することができ、その意味では、人類共通の財産である。上の二つの意味で、基礎科学の振興については、すべての国が、その経済的条件その他に応じて、それぞれ努力し、国際協力によって科学の進歩に貢献することは、いずれの国にとっても義務である。この場合の基礎科学というものは、いわゆる理学に限るものではなく、工学、医学、農学、人文・社会科学いずれをも含むものである。

わが国の基礎科学への国の支出は諸外国に比べて少ない。これについては、国際的な比較からいって少なくとも総予算額の3%は科学技術振興にあてるべきものと考えられる。

これによる1970年度の試算は、一般会計予算

724.400億円で、その3%は2,170億円である。これは、国が直接科学研究に投資する予算額で、大学等における研究費についてはこれと別に考える。

現行科学技術振興費は一般会計予算の1.4%で0.7%は宇宙開発、原子力にあてられている。また大学その他の研究機関の研究費にあてられているものが約2%である。

O E C D の統計などによると、わが国の基礎研究にあてられている経費の科学技術関係の費用の割合が諸外国に比して著しく大きいということになっているが、これは大学の研究費の80%を基礎としているためである。

この基礎と応用の分類を適正なものに改めれば、基礎研究にあてられている比率が諸外国を上回ることはないと考えられる。

2. 経常的研究

大学・研究機関の経常的研究費の拡充計画に関する原則は、先に勧告した「科学研究第1次5か年計画」にのべられているが、ここで改めて今後5か年間に到達すべき規模と内容を示す。

A) 大学の経常的研究費について

大学の研究環境を改善し、その活動を強化するために、政府は次の諸現則を十分に考慮してそ

の対策をたてることを要望する。具体的には、国立大学についてのべるが、公私立大学その他の研究機関においてもそれぞれの事情に応じて改善されることを望む。

(1) 研究費体系確立の原則

大学における経常的研究費を保証するため、教育に必要な経費と区別して研究費の予算体系を確立すること。

大学の使命から、もともと研究と教育は不可分のものである。しかしながら、現在の大学における経常的経費が、研究と教育がまったく未分離の形で支出されていることは大学における研究費の確保を著しく困難にしている。近年教育に課せられた内容の高度化により、学生の教育に必要な経費は著しく増大している。一方現在国立大学における経常的研究費は、教官当積算校費と学出当り積算校費の二本立てで計上されているが、そのいずれも絶対額が不足しているうえ、学生当積算校費が実際の学生の教育に必要な経費に比して著しく少ないとあって、実験講座等にあっては、これが教官の研究費を圧迫する結果になっている。経費の使用にあっては、研究と教育の区別は実際には存在せず、そのため教官が有効に使用し得る研究費の保証はない状態になっている。教官当積算校費をもっぱら研究費として使うことができるよう、学生当積算校費の水準を引き上げることが必要である。

一方、学生の教育に必要な経費は、特に実験講座においては著しく増加し、これが教官の研究費を著しく圧迫するという事態を生じている。現在の教官当積算校費と学生当積算校費との比率の不均衡は、むしろ増大する傾向にあり、学生数が教官数に比して多い大学においては、このため教官の研究はいっそう不利な状態におかれている。学科制（あるいは修士講座制）大学と講座制大学の間にみられる格差はこのためにいっそう拡大されている。

大学の経常経費は予算面において「教官研究費」と「学生経費」として積算することが望ましい。また、これが実行されるまでは少なくとも学生当積算校費を大幅に増加し、教官当積算校費と学生当積算校費との比率を上記の趣旨に沿うように改めるべきである。

大学における科学研究の基盤を強化するため、「第1次5か年計画」においてのべた諸原則にしたがって対策を講ずるにあたり、研究費体系が明確にされることはその基本的条件として必要である。その際に特に強調すべきことは、ここでのべている経常的研究費のベースを明確にするとともに、要望第4においてのべる「科学研究基金（仮称）」の制度が確立されることが不可欠である。

(2) 基準向上の原則

a) 教官研究費の基準

実際に研究に使用される教官研究費の基準が明確にされていないことは上に述べた。現在漠然として存在する基準は大学がその使命を果し責任を全うするためには、はなはだしく低いものである。

このような基準は、それぞれの大学の研究の現状にたって新しく設定する必要があるが、それを合理的かつ具体的に定めることは容易でない。それは、研究の分野により、研究費の要求も異なるからである。本会議は、「第1次5か年計画」策定にあたって、研究者の要望を調査し、次のような方策を樹立した。この原則は今後も適用されるものと考える。

(1) 経常的経費の基本ベースは、教官研究費でまかなわれることを原則とし、かつ研究費体

系確立の原則にしたがって積算する。その際研究費体系の総合性と有機的活用を考慮して経常研究費の額はむしろ大きい値をとらず必要度を充足する最低の額で一律とする。

たとえば、後でのべる試案は、経常的研究費を実験講座では400万円とする。ただし、これらの数字は、従来の教官当積算校費とは異なり、一般共通経費（光燃水料等を含む）を除き、実際に一講座（教授1、助教授1、助手2）当りで、直接研究目的に使用できる有効な額である。なお、これに光熱費等の経費を一講座当たり200万円とみると合計600万円となる。非実験講座についてはこれを200万円とした。

これらの経費には、学部、大学の共通経費、行政経費、文部省の留置金として講座に渡るまでに差引かれるものを含んでいないのはいうまでもない。

修士講座大学、学科目制大学においても、経常的研究費の基本ベースは講座制の場合と同一とし、その格差を解消する。その実行は年次計画によって行なわれるべきで、試案では上記の目標を5か年間に達成するものとした。学科目制大学等については、7か年間ににおいて格差が解消されるべきものとした。

(ii) 研究分野によっては、上記の経常的研究費では十分でない場合もあるし、また研究者の力によって研究活動を拡大する必要がある時には、これを援助するような予算が支出されることが必要である。要望第4でのべる科学研究基金の役割の一つはこの点にあり、このような制度の確立は、経常研究費を一律に拡大する代りとなるもので最も経済的な方策であるとともに全体の研究費体系を簡素化かつ明確にする効果がある。

b) 学生経費の基準

ここに学生経費というのは直接学生の実験実習に要する教育予算である。教育内容を近代化しその実をあげるとともに教官の教育に対する熱意を高め得るものでなくてはならない。

特に実験講座においては、その経費が著しく増大している。試算では部門学部の理科系学科学生1人当たり8万円を目標とし、これについては、早急にこの額に近づける必要がある。

特に大学院学生に関しては、その経費はもはや単に教育実験実習の経験とみなすことはできず、むしろ大学における研究経費とみなす方がのぞましい。その理由は大学院学生は既に研究活動に参加しその後期においては重要な研究の担い手としての役割を果しているからである。したがって大学院学生に対しては助手に準ずる経常研究費を計上すべきである。

c) 旅費に関しては次のことが指摘される。研究の発表は研究の一部であり、したがって研究発表に必要な経費は経常研究費に計上されるべきである。すなわち科学的研究の方法が進歩し共同研究による効果が大きく、情報交換の密度が高まり研究の進行が急速であって、従来の印刷発表による方法の代りに、直接、会合討論によって進行される傾向が顕著となつたことである。この傾向は国内のみでなく国際間にさえも拡張されている。これはもっぱら交通の発達に基づくことはいうまでもない。この際科学的研究における旅費の意義について認識を新たにし、その基準を交通の発達に比例して大幅に向上させる必要がある。

d) 講座新設費については現在正式に認められた基準さえ存在しない。

e) 建物面積に関しても合理的な基準がない。たとえば一講座当たり150坪というような基準があるかのごとく伝えられるが、その合理的根拠は明らかでない。この種の基準が、実は最低必要とする条件によっておき変えられる傾向にあることははなはだ遺憾であるがさらにそ

れが最低の要求さえ満たし得ない場合が少なくない。

(3) 設備更新の原則

機器や設備に関し必要な更新が行なわれるような予算的措置をとること。

今日の科学機器はますます高性能なものとなり、また設備は大型化する傾向にある。しかるにこれらには一定の寿命があることはいうまでもない。しかるに現在の会計法規には償却の考え方が含まれていないし、また改修や更新のための予算的裏付けは、はなはだ稀薄な状態におかれている。このため研究の中止や放棄をやむなくすることも少なくない。研究設備の更新は経常経費と別に保証される措置がとられることを要望する。科学基金（仮称）の利用もまたこの目的に考慮され得るであろう。

(4) 共同利用の原則

機器設備に関し、大学内または学部内において共同に利用されることは奨励すべきであり、これが容易に実現できるように予算ならびに制度上の改善措置がとられることを要望する。

科学研究の経費は今後ますます膨大となることが予想される。したがってその経済的有効な活用に常に留意すべきことである。機器設備の中にはその規模に応じて学部内または学部間ににおいて共同利用として設置されることにより充分効果的に活用されるものがある。このような趣旨に合致する例としては文献資料センター、計算センター、低温センター、アイソトープセンター、測定センターなどそれぞれの大学の特徴や目的に応じて考えられるであろう。また機器の流通移管をはかるために管理をともなった倉庫や、工作工場に関しては共同利用が考慮されるべきである。これらの共同利用施設もその管理運営に関して予算を伴うものであるが現在の予算制度では共同利用の実行を困難にするような要素がある。

たとえば経常経費は教官積算校費により計上されるために教官を伴なわない施設では必要な経費が得られず、施設の維持運営を困難にする。共同利用施設のなかにはごく少数の教官で足りる場合もあり、また、むしろ固定した教官を必要としない場合もあるが、そのような場合にも管理運営のための独立した経常経費が得られるような予算措置が考慮されるべきである。このような措置は大学近代化のために必要な基本的条件である。

なお、このような共同利用センターについては、以上の学内センターのほか要望第6でのべる全国共同利用センターの設置も必要である。

センターの役割については、これを学内センターとすべきか、また地区共同利用センターとすべきかを定めるべきである。

(5) 人事交流の原則

必要に応じて機動的な人事の交流を容易にする慣習が涵養されるべきである。

大学は学術研究の伝統を継承する性格をもつことは当然であり、講座制の存在理由もまたこれにつながるものであろう。しかるに、そのためしばしば人事が固定化し流動性を失ううらみがある。その弊害を解消し、新しい科学の育成と進歩発展の母胎としての機能を保持するためには、充分な人員を常に確保するとともに、また人事の交流を活発にすることがのぞまれる。附置研究所の設置はこのようないくつかの機能に貢献するものであるが、さらに学部と研究所間の人事の交流を高めることによってその機能はいっそう強化されるであろう。

新しい科学の芽はしばしば既成の専門分野間の境界領域に生まれるものである。したがって

既存の専門に制約されることなく自由な研究を可能とするような場が提供されることが望ましい。そのためには機動的な人事の交流と流動研究員制度の強化が基本的な条件となる。

(6) 大学院制度の整備拡充

大学院は大学における研究活動の中核である。したがってこれを強化することは最も重要な問題であることはいうまでもない。しかし、このことに関してはすでに本会議第42回総会での勧告を行なっているから、ここでは再びのべない。

また、博士課程修了者もわが国の研究推進に重要な役を果している。したがって、要望第4の科学研究基金（仮称）またはそれに代る制度を確立し、これらのものから引き続き研究に従事できるような予算制度を早急に確立することが必要である。

A) の2 5年後における大学の予算に関する計算の基礎

イ) 教育研究費の考え方

講座制（実験）の基準を、年間研究費として600万円として計算し、非実験講座については200万円として計算した。講座制と学科目制の格差は、漸次解消することとし、5年後には学科目制は講座制の517となるものとして計算した。また、学科目制の人員構成についても、漸次講座制に近づけるものとし、1976年度においては、次のとくするものとして計算した。

	実験	非実験
講 座 制 *	1 : 1 : 2	1 : 1 : 1
学 科 目 制	1 : 1 : 1	1 : 1 : 0.5

数字の順序は教授、助教授、助手

*修士講座制と、学科目制に多少の相違はあるが、ここでは一括する。

なお、本計画では、大学の設備の近代化、内容の拡大、体质改善を主とするという考え方から、講座、学科目、研究施設、の総数の5か年間の増加数を実験講座等については約10%，非実験講座については約20%として計算した。また現在学科目制のものを講座制にふりかえるものが相当数あると考えられるので、講座数の増加は上記より多くなり、学科目数の増加はそれより低率となる。

研究所の部門については、教育研究費は、現行基準どおり、大学の研究費の1.3倍とした。部門数の増加は、附置研究所が、その設立の理由、設立後の経過をそれぞれ異にするので、計画的研究費に含まれるもののはかは5年間に10%程度とした。

なお、研究分野によっては、上表人員構成において1:2:4または1:2:6を必要とするものがあり、その際は講座増と見合って計画されるものと考えられる。また、大学院の充実については本計画の後年度において上表人員構成について改訂する必要を生ずることも予想される。

ロ) 講座新設費

実験講座については、新設費は、平均2,400万円非実験講座については平均360万円、修士講座・学科目制の新設に際してはその $\frac{2}{3}$ として計上した。

附置研究所の部門については、上記、講座の1.3倍とし、計画的研究費に含まれる。講座増は別に考える。

ハ) 拡充更新費

講座、学科目いずれについても、7年に1回上記新設費の70%程度を支出し、設備を近代化する。

ニ) 建物建設費

一講座あたりの建物は、実験講座 720m^2 、非実験講座 360m^2 とし、学科目制の場合はこの $\frac{2}{3}$ と考える。

なお、建物1 m^2 当建築費はさしあたり現行の単価により計算した。これに伴う内部設備費を30%として計算した。

ホ) 各種センター関係経費

毎年、6センターを設置し、1977年までに30センターが設置されるものとして計算した。1センターあたりの経費は、新設費(建物を含む)平均3億円、経常費は1センターあたり平均1,800万円とした。

ヘ) 教官旅費

実験講座の経常的研究費の2%を標準として計算した。

ト) 大学院学生経費

1人当たり単価、理科36万円、文科12万円

なお、人員数は5年間の増加を20%増とする。

チ) 学部学生経費

1977年度における単価は次のように考える。

理 科	8万円	理科教養	3.5万円
文 科	3万円	文科教養	1.5万円
学 芸	3.5万円		

なお、人員数は5年間の増加を現在の15%増とする。

リ) 大学管理運営費

現在の教育研究費に学生経費を加えたものの20%強として計上した。

ヌ) 老朽建物、講義室の改築

現在を基礎に推定した。

ル) 公私立大学研究費の補助

研究に対する補助として積算

オ) 人 件 費

ただし、病院を除く、

ワ) 計画研究の進行に伴う経費増

1973年度600部門として、他の附置研究所と同じ単価で計算

B) 国立試験研究機関の経常的研究費について

国立試験研究機関の経費には、研究員当たりに積算される統一単価による経常的研究費と重要課題、大型研究プロジェクト等による経費がある。

国立試験研究機関はそれぞれ一定の目的をもって設置されたものであるが、わが国の科学・技術の一般的水準を向上させる任務を持つことは国立大学付属研究所と同じで、またこのような基

基礎研究なしには、それぞれの目標を達成することはできない。そのためには、研究者の自主制が尊重されると同時に、このような基盤となるべき研究が行なえるよう、経常的研究費の一般的水準向上をはかることが必要で、重要課題等によるものだけを重視し、経常的研究費を軽視することは好ましくないものと考える。

3. 計画的研究・巨大科学

巨大な施設設備または多大の経費、人員を必要とし、恒久的または少なくともある期間継続して行なわれるものを計画的研究という。これを三つに区分する。

- A) プロジェクト研究・共同研究
- B) 研究所、研究機関等の設置拡充
- C) 巨大の研究施設、または、多額の研究費を要するもの

A) プロジェクト研究・共同研究

一定の目標をもって組織的に行なうもので、研究の規模、計画に関する見通しが明らかで、半ば恒常的、または一定期間を限って計画的に行なわれるものについて支出する。（流動的、弾力的に行なわれ、常に結果を見て次の計画を立てるものは要望第4の科学研究基金（仮称）から支出され、計画が確立したときには計画的研究とする。）

この範囲に属するものには、経費について1件数千万円から数億円に達するものがあると考えられる。現状では通産省の大型プロジェクト、建設省等の計画等がある。また恒久化された南極観測（文部省）等各省庁の所管のプロジェクト研究、共同研究が行なわれ計画されているが、現在在のところ十分整理されていない。このような計画は、機構の整備にあたって組織を明確にすることが必要である。本会議から勧告した基礎科学に関するプロジェクト研究または特に推進すべき分野として、以下に列挙する。

- (1) 南極地域観測（実施中）
- (2) 原子核将来計画（一部実施中） 注1
- (3) 耐震工学・防災科学（実施中）
- (4) 地震予知研究（実施中）
- (5) I B P（実施中） 注2.
- (6) 放射線影響研究
- (7) 電波天文学
- (8) 生物環境調節
- (9) G D P 注2.
- (10) 理 学

注1 原子核将来計画の一部は高エネルギー物理学研究所設立等の形で実施されているが「超高エネルギー計画」についてはほとんど実施されていない。

注2. I B P, G D Pは本来ならば最初は要望第4の科学研究基金（仮称）で行なわれるべき性格のものとして考えられる。

B) 研究所、研究機関の新設・拡充

これらについては、各分野の研究将来計画において検討されている。これを次のものに分けて

列挙する。

- (1) 学術会議の勧告によるもので、建設の途上にあるもの、または新設が決定したもの（調査費が計上されているものを含む）。

高エネルギー物理学研究所（国立）

核物理研究センター（大阪大学理学部付置）

民族学研究博物館

- (2) 学術会議が勧告したもので、政府において検討中または検討予定のもの（いずれも仮称）

勧告年度	研究機関名（仮称）	予 算（単位億円）		
		設備	建物	人員
1965	分子科学研究所	2 2.5	7.3	344
	大気物理学研究所	1 0.3	5.2	170
	固体地球科学研究所	1 0.9	13.5	450
	情報工学研究所	7.7	3.8	120
	基礎情報学研究所	6.5	3.3	90
1966	基礎生物学研究所	1 1.1	8.0	288
	古生物学研究所	8.0	4.3	193
1967	結晶学研究所	1 1.6	5.7	223
	総合地誌研究所	7.2	8.1	225
	人間行動研究所	1 5.4	4.8	150
	基礎育種学研究所	3.2	5.8	161
	人体基礎生理学研究所	2 3.4	16.2	538
1968	環境放射能研究所	2 0.2	6.6	266
	放射線障害基礎研究所	1 0.9	5.4	191
	基礎有機化学研究所	1 9.6	7.5	313
	生物物理基礎研究所	1 1.3	7.4	188
	構造工学総合研究所	7 7.9	25.9	342
1970	宇宙電波観測所（大型宇宙電波望遠鏡）	4 1.6	未 詳	33
1971	水資源科学研究所	1 3.5	18.2	255
	高性能バイオトロンセンター	2 4.5	22.3	119

注1. 以上の予算、人員は勧告に記載されているもので、実施にあたっては増減があるものと考えられる。

なお、予算は概数値である。

注2. いずれの研究機関についても土地の取得に関する費用は除いている。

注3. 以上20研究機関に関する予算、人員合計は次のとおりである。

設備予算	357.3億円
建物予算	179.3
合計予算	536.6
人員合計	4,659人

(3) 本会議で勧告を予定しているものまたは、検討中のもので、きたる5年間の間に設立を勧告すると考えられるもの

複合材料研究所(仮称)
 第四紀研究所(仮称)
 錯体化学研究所(仮称)
 生物活性天然物研究所(仮称)
 化学プロセス研究所(仮称)
 金属材料化学研究所(仮称)
 混相流研究所
 生体工学研究所
 地域計画学研究所

注1. 以上のうち、複合材料研究所、第四紀研究所、錯体化学研究所、生物活性天然物研究所については、第59回総会において政府に設立を勧告した。

注2. 以上ほかにも、科学者の合意により、その設立を勧告するものもあり、上掲の中にも実現が行なわれないものもある。

c) 巨大な施設または、多額の研究費を要するもの

高エネルギー物理学、原子力、宇宙開発、海洋科学等巨大な施設、多額の経費を要するものについては十分検討することが必要である。特に次の諸点についてのべておく。

- I) 現在の科学技術振興費の伸びが大部分原子力、宇宙開発関係費の伸びである。科学の調和のある発展のためには、全体の関係が重要である。
- II) 科学技術振興費のうち原子力に計上されているものの中には、再処理工場建設のように、研究・開発の段階でなく、既に国の業務となっているものが含まれている。これらは鉄道、道路、橋架の建設と同種のもので、国の予算の中で科学技術振興費に含ませるのは適当でないので別途に取り扱うべきである。
- III) 特に基礎科学に関しては、本会議が勧告したものの中、素粒子研究所の建設を含む原子核将来計画について、その一部が高エネルギー物理学研究所の設置として実施されているが、完全に実施されているとはいえないもので、将来の完全な実施がなされるべきである。
- IV) 大学における原子力研究に関しては、1971年本会議第58回総会の議に基づいてなされた「大学関係原子力研究将来計画」の勧告にしたがって今後進められるべきものと考えられる。

4. 科学研究基金(仮称)

科学研究基金(仮称、以下「本基金」という)については、先にのべた「科学研究計画第1次5か年計画」の勧告にものべられているが、1967年本会議第49回総会の議に基づいて「科学研究基金(仮称)」の勧告がなされている。以下これらにのべられていることを含めて説明する。

科学研究においては、その性格上自己発展性を持ち、その進行を予測することができない場合が多い。このような場合は、研究費を研究の進展に応じて支出することが必要であり、また効果的である。したがって、科学・研究のための経費のうち、このような目的で弾力的に支出できるものを設けることはきわめて必要である。

本基金は上に述べた必要性に応じて考えられたもので、年度毎の概算要求をするという通常の予算制度の制約された形では、その目的を達することが非常に困難なものについて支出すべきものである。したがって、本基金によって研究が行なわれたプロジェクトであっても、研究の過程で定常化し、また計画などもはっきりしてきたものは、通常の年度ごとの予算で行なうような形に移行させるべきである。このように本基金は原則としてこのような性質のものに限定して支出されるべきで、他の科学・技術関係予算との区別は明らかにすべきである。また科学・技術に関する経費の中で、その本来の性格から常に流動的で、状況に応じて支出しなければならないもので、通常の予算のわくの中にとり入れることが困難なものもある。このようなものも本基金の一部として取り扱うのが適当である。

本基金の支出にあたっては、学問上の重要性に関する判断に基づいて審査が行なわれ、科学者の責任でその支出の当否が判断されるべきものである。国の政策、産業上の目的からの重要性を主とするものについては本基金とは別個に考えられるべきである。上の考えに基づいて本基金についての重要な問題点を以下に列挙する。

a. 目的

わが国の科学・技術振興のため、流動的、弾力的に支出でき、他の科学研究機関の関係予算と併せて、研究の効果を高めるようにすることを目的とする。

b. 予算の規模

本基金の規模は、科学技術関係予算の10%程度とする。（約500億円）

c. 予算行使の自由度の拡大

現在の予算制度に束縛されず、年度の途中でも支出でき、また年度を越えても使用できるようになる。

d. 使途拡大

使途については、研究に直接使用される経費のほか、研究者の交流、研究成果の発表、研究情報の交換等に用いられるようにする。

e. 交付対象の拡大

研究費の配分対象を大学等文部省関係者に限らず、民間や他省庁の研究機関の研究者にも配分できるようにする。

f. 配分の責任

研究の内容に関する判断は科学者の責任で行ない、その内容が妥当で、計画について十分検討されているものについては、できるだけすみやかに支出できるようにする。また、研究成果はすべて公表するものとする。

上にのべた基本的な問題点のほか、次の点をつけ加えておく。

- I) 本基金は、一定額の「基金」を持ちその利息による運営というものを考えてはいない。
- II) 原子力・宇宙開発などのように巨大な経費を要するものは国が直接行なうもので、本基金の対

象には含まない。

- Ⅲ) 人文・社会科学を含める。予算のうち少なくとも 10% 程度はこれにあてる。
- Ⅳ) 各省庁の予算の区分にとらわれずに支出できるようにし、異なった研究機関の研究者間の共同研究の推進に役立つようとする。
- Ⅴ) 民間研究機関およびそれらに所属する研究者をも配分の対象とするが直接企業の営利目的に關係するものには支出しない。

なお、このような原則に基づいて作成した予算案に関する試案を下に示す。

A. 予算の規模

わが国の科学・技術関係予算(広義)の 10% 程度を目標にする。(昭和 45 年度 2,634 億円)
科学技術振興費だけを国家予算の 3% にし、その他国立大学等の研究費を増額すると科学技術関係予算は 5,000 億円程度になる。

なお、現行の文部省科学研究費の申請額が 400 億円以上であることも事実である。

B. 予算の使途

a. 研究プロジェクトに直接必要な経費

- i) 機器その他の購入
- ii) 資料の購入
- iii) 調査に必要な経費
- iv) 計算等に必要な経費
- v) 研究に関する連絡のための経費
- vi) 必要な人件費

船、建物、土地などは含まない。

b. 研究プロジェクトの検討、具体的計画策定のための経費、研究の連絡のための経費

c. 国際交流のための経費

- i) 海外からの科学者の招待
- ii) 二国間または数カ国の科学者によるセミナー等の小規模会議開催に関する経費
- iii) 国際会議、セミナーへの出席旅費(国際会議への代表派遣等は往来通り日本学術会議)
- iv) 外国との共同研究に必要な経費*

* (外国で行なう研究の費用を含める)

d. 研究成果発表および学術情報流通のために必要な経費

- i) 学会出席のための旅費
 - ii) 学術雑誌の刊行のための経費
 - iii) 二次学術雑誌の編集
- e. 流動研究員、奨励研究生等の人件費
- f. 科学研究基金配分および成果の点検等のための経費
- g. 日本学術会議の研究将来計画策定のための経費

C. 配分の対象

- a. 国公私立大学、研究機関に所属する研究者、民間研究者(文部省所管に限らない。)およびそれらで構成される組織

- b. 国公私立大学研究機関
- c. 学会その他民間研究団体

D. 管理運営組織

現在の文部省・科学技術庁とは別の新しい組織とするが、その予算の75%程度は国家予算から支出されるものとする。一部は地方自治体、また一部は民間（企業、団体、個人）からの寄付による。

組織については、国の機関とするか、法人にするかのいずれかであるが、新しい立法措置が必要である。

配分は科学者の責任で行なうことが原則であるから、その長は専任として科学者をあて、その他役員は他機関に職をもつものをあてるようとする。いずれについても一定の任期をつける。なお、実際に各分野別の審査のために委員をおく。

固有の事務局をおく。

役員、委員は日本学術会議、大学等の研究機関、学協会の意見を聞いて任命されるものとする。

このような管理、運営のための組織が行なう仕事は

- i) 予算の作成、寄付金の受入れ
- ii) 研究プロジェクト等の公募
- iii) プロジェクト等研究計画等の審査
- iv) 研究費等の支出
- v) 流動研究員、奨励研究生の選定
- vi) 研究費に関する決算
- vii) 研究状況の監査、研究成果の点検

注1. 総額を500億円程度としたとき、プロジェクト研究費100億円程度、一般研究費300億円程度、研究連絡、研究計画のための経費10億円程度とする。

このほか、国際交流のための経費10億円、研究成果の発表と、学術雑誌刊行補助のために約15億円程度、流動研究員と奨励研究生（人件費）約15億円、このほか配分のための経費（組織の運営費を含む）約5億円を含む。ここでいうプロジェクト研究は、計画的研究の項でのべたプロジェクト研究とは性格が異なっている。ただし、計画的プロジェクト研究の場合にも、出発の段階は本基金によるものが多いと期待される。

注2. プロジェクト研究の中には、MAB、GDP、IHDのように国際的共同研究によるプロジェクトに対しても重要である。国際的協同事業等を時期を失すことなく行なうためには科学基金は不可欠である。科学基金に関する国際的シンポジウム等でも緊急に開催することの必要なものもあり、特に2国間の会議などについては、現在のところ特定国間以外については不可能な状態にある。また海外における国際的共同研究も現状で非常に困難である。注1にのべた国際交流のための経費はこのような目的にあてられるもので、国際協力、海外との学術協力のように、諸外国との計画案に対処するためには本基金の役割はきわめて重要である。

5. 科学技術情報

科学技術情報の増加は10年間に2倍程度になっている。一方、科学者自身は情報利用に割き得る時間に限界があり、現在既に自分の専門分野の論文すら完全に目を通すことが困難になっている。その結果、各研究者はますます研究領域を狭め細分化する結果になっている。しかし、学問の進歩は異なる専門分野の相互の作用によるところが大きく、また学問の境界領域にしばしば新しい進歩の源が見出され、また学際的分野の発展はますます学術そのものからも、外部からも強く要求されることになる。したがって、必要とする情報がすみやかに適切な形で入手できるために、人文社会科学を含めた科学技術情報の流通、提供に格段の改良を加えることは、切実な問題である。

図書館の機能分担を定めた整備拡充は特に必要である。現在の大学図書館の整備拡充は早急に実施されるべきで情報図書館と同時に累積する図書資料の一部を過去の情報として保存するようにすべきで、そのため保存図書館の設置が必要となる。

また人文・社会科学関係の資料情報についても現代の社会に関するものは増加しつつある。また人文・社会科学関係の資料については、自然科学・技術の場合と異なり、過去の情報が重要なことが多い。したがって情報の流通も重要であるが、過去の情報の保存ということが非常に重要なことは、自然科学・技術の場合とかなり対照的である。

本来、科学研究の成果はいずれの国で得られたものであってもそれは人類共有の資産であるが、これが真にその意義をもつためには、このような情報の世界的な流通を保障しなければならない。最近このような意味の情報の国際的流通の重要性が認識され、UNISTで世界科学情報システムが構想されている。

しかし、国際協力は各国における基礎的活動を前提として意味があるが、わが国の場合は、他の先進国に比べて既に出発がおくれているので、このようなおくれをとりもどすよう諸施策を早急に推進することが必要である。以下1977年までに実施されるべき諸施策について述べる。

I) 科学技術情報のための予算の大額な増額

今後の科学情報の問題を解決するためには、科学者情報専門家および政府が各自努力し、相互に緊密な努力をすることが必要である。

もともと、研究の成果は公表され、これが情報組織にのせられ、すべての人が利用できることによってはじめてその価値を生ずるものであるから、国は研究そのものに予算の支出をするだけでなく、成果の発表、情報の流通、資料の保存、利用に関しても、研究そのものに支出する予算のある割合の額を支出すべきものである。

さらに、わが国においては、諸外国におくれて出発している実情を考えると、情報流通の改善等に対して、いっそうの積極策を講ずるべきで、この点特に政府に要望したい。

II) 科学技術情報体制の確立

現在未組織である科学技術情報全体を組織化し、政府各部局の分担、連絡、調整、総合を行なうよう科学技術情報体制の確立を急ぐことが特に必要である。またNISTの中央調整機能にも連絡するような政府としての情報の中核組織を設けることも必要である。ただこの場合に留意すべきことは、基礎科学における情報の重要性と、科学者自身がこれらの組織を活用できるように十分な配慮がなされることが必要である。

III) 情報専門家の養成と待遇

研究によって生産された情報は一次情報として専門誌を通じて、情報組織に入れられるわけであるが、この情報が、処理加工されて二次情報になり、またさらに評価されることになる。この情報が科学者・技術者に利用されるわけであるが、増加しつつある情報の処理については、科学者と情報専門家の協力が必要なことは前に述べた。また情報の流通に対しては、情報専門家の役割が大きい。しかし、現在のところ、情報専門家を養成する目的の組織は、わずかに図書館専門家を養成する機関があるにとどまり、非常に少なく、現在必要とする専門家の一部さえ満たすことは望めない。このような理由により、科学技術情報流通の改善のために、早急に情報専門家養成のための機関を設置することが必要である。

情報専門家は生産された情報を情報組織にのせることがその役割であり、研究者と同様に評価されるべきものである。しかしながら、現在のところ情報専門家の地位は確立されておらず、またしたがって、十分な待遇がなされていない。このことは優秀な情報専門家の養成に対しても大きな障害になるので、早急に適切な措置を講ずることが必要である。

IV) 図書館・資料センターの強化拡充

A) 図書館

ここでとり上げるのは、一般の社会教育のための図書館ではなく、科学研究のための図書館である。現在ではこのような役割を主として果たしているのは大学の附属図書館である。

現在の大学図書館は、予算、人員の不足のため、情報活動はきわめて不十分である。これらの大学図書館については、

- a) 大学図書館連合組織をつくり、その中で専門担当を定め、その専門では世界的見地で網羅的収集に努める。またこの連合組織には公私立大学も取り入れるようにする。
- b) 大学図書館の間のネットワークをつくり、特に専門担当図書館の収集計画を組織的に行ないサービス向上をはかる。

なお、図書館については、図書館の情報活動と過去情報としての図書の保存の機能を別に考え、それぞれの機能を持つ図書館を設定することも考えられる。

B) 資料センター

資料センターについては要望第6でのべるが、外国法、経済学、経営学等の文献資料センターが国立大学の学部または研究所付置の形で設立されているほか、本会議の勧告により、国語国文学研究資料センターが、独立な機関として設立されようとしている。このほか本会議が勧告したもので検討中のものは6に記載されているが、人文社会科学では図書に限らず資料の収集、整理保存がきわめて重要なものである。資料センターには図書館と共に面もあるが、資料は一般に図書または逐次刊行物でないので、その収集、整理、保存する資料を活用できるため、図書館と別種の問題があり、また保存する資料に直結する研究機能が組込まれていなければならない。このようにして資料センターは、研究機関に準じた機能がある。資料センターによっては国際協力を円滑に行なうことが必要になるものもある。

なお、自然科学に関するものとしては6にのべるデータ・バンクがある。これについては大型計算機の導入が必要であるが、必要なものの設置を早急に行なうべきである。

V) 学協会学術雑誌の刊行の援助

現在のわが国の学術雑誌の大部分は、学協会が刊行しているものである。また、わが国における研究の成果の公けの流通は、主として、このような学術雑誌を通じて行なわれている。このよ

うにして学術雑誌は科学技術情報の流通に関してはきわめて重要な役割をなしているが、その経費の大部分が、会員が会費として私的に支出するものに依存しているのが事実である。

先に述べたように、研究成果については、その発表に関する経費を含めて一貫して研究費と考えるべきものでこのようないい学術雑誌の刊行補助として要望第4の科学研究基金（仮称）から支出することと、各研究機関が学術雑誌に掲載料を支出することとの二つが考えられる。

一方、これらの措置をとると同時に、学会としてはレフェリー制度の確立等により、学術雑誌の原著論文の質を高める努力をし、また学術情報処理に必要とする標準化等についても進められるべきである。

6. 全国および地区共同利用センター

科学研究の全領域に共通する共同利用施設として、図書館、資料センター、大型計算機センター、高性能機器センター等がある。これらは広い研究分野の共通基盤となるものである。図書館については5でのべたので、その他のものについて以下説明する。

A. 資料センター

5におけるべたように、人文・社会科学の研究においては、資料センターが重要な役をしている。

本会議が設立の勧告をしたものは国語国文学研究資料センター、社会資料センター（いずれも仮称）である。このうち国語国文学研究資料センターは国文学資料センターとして既に調査費が計上されている。社会資料センター（予算7.5億円、人員110人、年間経費3.8億円—完成後—）については、政府においてまだ検討されていない。このほか歴史資料保存に関する勧告がなされている。

B. 生物学関係センター

本会議が既に勧告したものは次の通りであるが、いずれもまだ政府において実施されていない。

勧告年	センター名	予算（単位億円）		人員
		設備	建物	
1967	微生物株センター	3.4	5.0	132
1968	高等生物センター	5.6	1.5	79
1968	実験動物センター	8.4	6.2	120

C. 大型電子計算機センター

学術研究用大型電子計算機に関する将来計画

第1次5か年計画において、学術研究用の大型電子計算機、通信網、情報管理についての勧告を行なったが、この5年間ににおいて、東京、東北、京都、九州、大阪、北海道、名古屋の各大学に学術研究用共同利用大型電子計算機センターが設置され、計算機の設置に関しては、ほぼ計画どおりに実施された。また、計算機センターの運営は、それぞれの関係者の努力により、満足する状態で行なわれている。

科学・技術における計算機の役割はこの5年間にさらに重要性を加え、また計算機を利用する